

議案第十五号

三朝町国民健康保険診療所条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年三月十日



三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険診療所条例（昭和四十五年三朝町条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「月曜日、水曜日」を「月曜日」に、「木曜日及び土曜日」を「及び木曜日」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。